

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

千曲川に月や花が映える、共生と交流の都市再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

千曲市

3. 地域再生計画の区域

千曲市の全域

4. 地域再生計画の目標

千曲市は、人口6万5千人、面積119.84平方キロメートルで、長野県北信地域の南東部に位置している都市である。市の中央部を南北に千曲川が流れ、その川辺には開湯110年を迎えた戸倉上山田温泉がある。

周辺部は緑豊かな山々が連なり、東部には日本一といわれる「あんずの里」や、四世紀後半に築造され、国の史跡に指定された「森将軍塚古墳」がある。

また、西部には名月の里で知られる国の名勝「姨捨の棚田」や、街道にそった古い蔵造りの町並みがみられる。

千曲市は、これらののどかな田園風景と環境を維持し、この自然と共生するために、3箇所農業集落排水事業を皮切りに、都市部の千曲川流域関連公共下水道と整備を進めてきたが、特に市西部地域にある山間農村部の污水处理施設整備が立ち遅れている。

そこで、污水处理施設整備交付金を活用し、平成22年度までの下水道事業認可期間中に普及率を92%まで高め、あわせて接続率の向上を図ることにより、この地域の水質浄化さらには、千曲川の清流を再生する。

また、千曲川は、市の名称にもなっていて地域の象徴でもあるが、その存在は、市民の日常生活であまり意識されているとはいえない現状である。

しかしながら、千曲川がこの地域に与えてきた恩恵は計り知れないものがある。この歴史的な恩恵を明らかにすることによって、市民にとってかけがえのない貴重な資源が意識され、ひいては環境の保全に向けた意識の高まりへとつながるようにすることが重要である。

千曲市は、各家庭のごみ減量化・堆肥化、地域の緑化・美化運動、農地・森林の維持保全を推進し、市民一人一人がこれらの恵まれた自然環境を意識し、共生することにより、自信をもって内外の人々と交流できる魅力あるま

ちづくりを目指す。

(目標)

汚水処理施設の整備促進

- ・ 汚水処理人口普及率を 73%から 92%に向上
- ・ 千曲川の BOD を 1.3mg/l から 1.0mg/l に向上
- ・ 観光人口を 200 万人/年から 230 万人/年に向上

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

千曲市の中央部を南北に流れる千曲川を中心に、東西に広がる田園風景と歴史景観に恵まれ、この自然と共生しながら憩いと癒しのまちづくりを進めているが、千曲川の支流である中小河川地域の汚水処理施設が立ち遅れている現状である。そこで、汚水処理施設整備交付金を活用し、早急に水質環境保全を図り、昔ながらの蛍の乱舞する自然環境や、鮭の遡上をとりもどすため、上流部の農地・森林の多面的機能の保全、各家庭におけるごみの減量化、残滓の堆肥化を推進する。また、地域の緑化・美化運動をとおして生き生きとした共生と交流の都市づくりを目指す。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・ いずれも千曲市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道
- ・ 浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

対象となる事業区域は、別添の各施設の整備区域又は整備箇所を示した図面による

- ・ 公共下水道 千曲市公共下水道認可区域
(事業認可年月日：平成22年1月4日)
- ・ 浄化槽（個人設置型） 千曲市の全域（公共下水道、農業集落排水施設の区域を除く）

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成18年度から平成22年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成18年度から平成22年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 φ 150～400 175,687m
- ・ 浄化槽 75 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道	千曲市下水道事業認可区域内	11,293 人
浄化槽	千曲市下水道事業認可区域外	225 人

[事業費]

- ・ 公共下水道
6, 5 8 6, 0 0 0 千円
(うち、交付金 3, 2 9 3, 0 0 0 千円)
単独事業費 8, 2 8 0, 0 0 0 千円
- ・ 浄化槽 (個人設置型)
3 0, 8 2 5 千円
(うち、交付金 1 0, 2 7 5 千円)
- ・ 合計
6, 6 1 6, 8 2 5 千円
(うち、交付金 3, 3 0 3, 2 7 5 千円)
単独事業費 8, 2 8 0, 0 0 0 千円

5-3 その他の事業

[千曲川ふれあい事業]

・ 千曲川の歴史的な恩恵を明らかにしながら、環境保全に向けた意識の高揚をめざす。具体的には千曲川河川敷親水公園の整備、各種イベントの開催、水質浄化を目指した住民活動を支援する。

[循環型社会の形成]

・ ごみの分別収集やごみ削減を進める。特に家庭における生ごみ等の残滓を堆肥に活用するなどの有機的な結びつきを構築する。

また、市街地周辺の里山等を中心にした廃棄物の不法投棄に対する警戒を強化する。

[歴史と文化の街並み保存]

・ 戦前からの情緒を残した街並みや貴重な建築物を保全する条例の制定や、維持補修の支援、歩道等を整備し、建築物と一体化した魅力ある町並みとなるよう、環境を整備し、あわせて緑化・美化運動を推進する。

[農林業の活性化]

・休耕田などの荒廃農地を減少させ、田畑、森林の多面的機能を保全するため、生産の振興に努めるとともに、森林における間伐や伐採、新たな植樹などを通じた森林の適正管理をする。

6. 計画期間

平成18年度から22年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価、公表する。

また、水質検査を定期的を実施し、各河川の水質状況を把握して各家庭の水洗化を積極的に推進する。

浄化槽については、個人設置型なので維持管理が定期的に行われているか把握し、適切に指導していく。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし